

【資材価格等の高騰に影響を受けている農業者の皆様へ】

～高崎市農業経営安定化支援金のご案内～

新型コロナウイルス感染症拡大や世界情勢等により、農業分野においてもその影響を受けております。市では、農業者の経営基盤の安定を図るため、農業経営体毎に支援金を給付します。

支 援 要 件 ①から③の要件と、④、⑤のいずれかに該当する農業者

- ①令和4年12月14日において、本市に住所（農業法人は、事務所または主たる事業所）を有していること。
- ②支援を受けた後も営農を継続する意思があること。
- ③市税等の滞納がないこと。
- ④令和3年に農業収入がある確定申告を行っており、令和4年の農業収入があること。
- ⑤令和3年、4年中の新規就農者又は事業継承者は開業届（法人は設立届）を提出していること。

支 給 額

農業を営む個人・法人に対し一律10万円（農業経営体につき1回限り）

申 請 書 類

提出書類名	備考
1 高崎市農業経営安定化支援申請書（両面）、請求書	全ての申請者
2 通帳のコピー（支店名・口座番号・口座番号が分かる見開き）	全ての申請者
3 令和3年分の確定申告書の写し又は市民税・県民税申告書の写し	支援要件④に該当する申請者
4 令和4年中の農業収入の一部が確認できる書類の写し	
5 直近の事業年度分の法人税申告書の写し又は法人市民税申告書の写し	支援要件④に該当する申請者
6 収支内訳書、定款、令和4年中の農業収入の一部が確認できる書類の写し	
7 個人事業の開業・廃業等届出書の写し	支援要件⑤に該当する申請者
8 令和4年中の農業収入又は農業経費の一部が確認できる書類の写し	

※その他必要に応じて、関係書類をご用意頂く場合があります。

申 請 書 類 提 出 先

・高崎市役所農林課	住 所： 高崎市高松町35番地1	電話： 027-321-1261
・倉渕支所農林建設課	住 所： 高崎市倉渕町三ノ倉303番地	電話： 027-378-4527
・箕郷支所産業課	住 所： 高崎市箕郷町西明屋702番地4	電話： 027-371-9057
・群馬支所産業課	住 所： 高崎市足門町1658番地	電話： 027-373-2447
・新町支所地域振興課	住 所： 高崎市新町3152番地1	電話： 0274-42-1235
・榛名支所産業観光課	住 所： 高崎市下室田町900番地1	電話： 027-374-6712
・吉井支所産業課	住 所： 高崎市吉井町吉井川371番地	電話： 027-387-3134

申 請 書 類 入 手 先

上記提出先その他、各地区公民館、市内農業協同組合（支店含む）でも12月15日から配布しております。また、申請期間であれば高崎市ホームページから様式をダウンロードできます。

※各地区公民館、市内農業協同組合での申請書の受付は出来ませんので、ご了承ください。

申 請 期 間

**令和4年12月15日(木)から
令和5年2月28日(火) 厳守**

高崎市農業経営安定化支援金について

高崎市農業協同組合(本店・支店)においても、12月15日(木)以降に申請書の配布は行いますが、申請書の受付はできません。詳しくは、高崎市のホームページをご覧ください。

高崎市ホームページ

